平成２３年（フ）第５１号
福岡県久留米市荒木町荒木862番地　県営梅林団地６棟101号、前住所福岡県大川市大字向島889番地６
債務者　田中　淳也
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１３９号
鹿児島県鹿児島市伊敷４丁目14番33号
債務者　山田貴美子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目27番地１　市住3246号
債務者　佐々木靖子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５３号
北海道苫小牧市明野新町４丁目17番12号
債務者　土田　　淳
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２０９号
宮城県多賀城市山王字東町浦16番地の３　ＦＵＴＵＲＥ21・106号
債務者　伊藤けい子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２２３号
宮城県亘理郡山元町浅生原字下宮前76番地53
債務者　藤原　晟子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８４号
秋田県男鹿市船越字那場掛124番地２
債務者　貝塚　勇子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９６号
秋田県男鹿市船越字船越17番地８
債務者　須藤麻由子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９８号
秋田市新屋割山町４番13号、前住所秋田市新屋松美ガ丘南町４番８号　佐藤アヤ方
債務者　佐藤　輝明
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０９号
秋田市川尻若葉町３番４号　クレセントハウスくらべ101号
債務者　斉藤　　勲
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２０号
秋田市新屋栗田町12番１―205号
債務者　川村　公一
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３１号
秋田市新藤田字高梨台173番地　市営住宅23号
債務者　須田　　実
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４０号
秋田市広面字家ノ下95番地２　コーポクドウ１Ｆ２号
債務者　菅原まゆみ
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７４号
千葉県八千代市大和田980番地14小野田コーポ103
債務者　横田　忠志
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３１０号
千葉市稲毛区山王町35番地１　ヒューマンスクエア千葉山王201号
債務者　大野　隆二
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３１１号
千葉市稲毛区山王町35番地１　ヒューマンスクエア千葉山王201号
債務者　大野　昌子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３２６号
千葉県習志野市鷺沼台４丁目11番30号シティハウス幕張102号
債務者　大野　正樹
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係